

政令第 号

環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び環境省設置法（平成十一年法律第一百号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（環境省組織令の一部改正）

第一条 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十条・第五十一条」に改める。

第三条第一項第十六号及び第十三条第五号中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

第五十条の見出し及び同条第一項の表以外の部分中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、同表中「北海道地方環境事務所」を「北海道環境局」に、「東北地方環境事務所」を「東北環境局」に、「福島地方環境事務所」を「福島環境局」に、「関東地方環境事務所」を「関東環境局」に、「中部地方環境事務所」を「中部環境局」に、「近畿地方環境事務所」を「近畿環境局」に、「中国四国地方環境事務所」を「中国四国環境局」に、「九州地方環境事務所」を「九州環境局」に改め、同条第二項中「地方環

境事務所」を「地方環境局」に改める。

第五章に次の一条を加える。

(地方環境局の内部組織)

第五十一条 北海道環境局、東北環境局、関東環境局、中部環境局、近畿環境局、中国四国環境局及び九州環境局に、それぞれ次長一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 次長は、地方環境局長を助け、地方環境局の事務を整理する。

3 前二項に定めるもののほか、地方環境局の内部組織は、環境省令で定める。

附則第七項(見出しを含む。)中「福島地方環境事務所」を「福島環境局」に改める。

(自然公園法施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

一 自然公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十八号)附則第四項

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令

第二百六十七号)第三十二条第三項の表環境大臣の権限の項

三 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

法施行令(平成四年政令第三百六十五号)第十五条第一項

四 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号)第

十二条第五項

五 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十年政令第三百七十八号)第七条第二項

六 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第七十六号)第七条第二項

七 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成十四年政令第三百八十九号)第二十一条第二項

八 物資の流通の効率化に関する法律施行令(平成十七年政令第二百九十八号)第十四条第九項

九 不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成二十一年政令第二百十八号)第十九条第七項

十 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出され

た放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令(平成二十三年政令第三百九十四

号)第三条

- 十一 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第十一条第三項
- 十二 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）第五十六条第四項
- 十三 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第六条第三項
- 十四 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）第二十一条第五項

（地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号の国の地方行政機関を定める政令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

- 一 地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号の国の地方行政機関を定める政令（昭和四十年政令第百三十号）本則
- 二 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第二条第二十四号
- 三 国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号）第二条第十一号
- 四 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）別表第一環境省の項

五 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第二条第二十九号

六 食料供給困難事態対策法施行令（令和七年政令第三十九号）第四条第二十二号

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第四条 中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第五号中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

第十三条第二項第十一号中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改め、同項第十二号中「含む地方環境事務所」を「含む地方環境局」に、「係る地方環境事務所」を「係る地方環境局」に、「当該地方環境事務所長」を「当該地方環境局長」に改め、同号イ及びロ中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

第十四条第七号中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

## 附 則

この政令は、令和八年七月一日から施行する。

## 理由

環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、環境省組織令その他の関係政令の規定を整備する必要があるからである。